

# 大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施要綱

## 第1 趣旨

この要綱は、国が定める専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業（以下「国委託事業」という。）委託要項（平成27年4月9日文部科学省生涯学習政策局長決定。以下「国委託要項」という。）2の規定に基づく委託業務である大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業（以下「本事業」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

- 2 補助金の交付について、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）の規定を適用する場合は、規則中、「知事」とあるのは、「大阪府教育長（以下「教育長」という。）」と読み替えるものとする。

## 第2 本事業の目的

教育長は、意欲と能力のある私立の専修学校生が経済的理由により修学を断念することがなく安心して学べるよう、専修学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、教育機会を確保するための取組、公費投入についての教育的効果の検証や効果的な支援の検証等について、文部科学省等と連携しながら実証的な研究を行う。

## 第3 本事業の内容

本事業は、一定の要件を満たす専修学校（以下「支援校」という。）に在籍する生徒のうち、特に修学支援が必要であると教育長が認める生徒（以下「支援対象生徒」という。）を対象に実施する、次に掲げる事業により構成されるものとする。

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変者への修学等支援
  - (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変のため修学が困難な専修学校生に対する経済的支援事業
    - ア 教育長は、支援対象生徒に対して、その在籍する支援校が実施した授業料減免額を基礎として算定した額を支援金として交付する。
    - イ 前項に規定する支援金は、その用途を支援対象生徒の授業料に限定するため、支援校による代理受領とし、教育長と支援校間の支援金の交付に必要な手続きについては、教育長が別に定める。
- 2 基礎データ収集事業

教育長は、文部科学省及び国委託要項3(2)に規定する「調査研究機関」の依頼を受けて、支援校及び支援対象生徒に対する調査とともに、大阪府内に所在するすべての私立専修学校に対して、国委託事業及び本事業の施策効果検証のための基礎データの収集を行う。

## 第4 第3の1に規定する支援校及び支援対象生徒の要件

第3の1に規定する支援校及び支援対象生徒の要件は、次に掲げるとおりとする。

- 1 支援校の要件
  - (1) 次に掲げる要件の全てを満たす学校であること。
    - ア 専門学校又は大阪府内に所在する私立専修学校高等課程（以下、「専門学校等」という。）

であること。(ただし、営利を目的とする法人により設置された専門学校等を除く。)

イ 専門学校にあっては、職業人材の育成を目的としていることを学則で定めていること。ただし、職業人材の育成を目的とした専門学校であっても、支援対象生徒が在籍する課程・学科・コースで判断した場合、その実施する教育内容が、職業人材の育成を目的としていることが判断できない場合には、当該課程・学科・コースについては対象とならない。

ウ 新型コロナウイルス感染症の影響により家計の急変した世帯の生徒に対する授業料減免制度を有し、選考委員会や面接等、客観的な方法により減免を受ける生徒を機関決定していること。

エ 学則等で定める授業料の額、並びに専門学校等が実施する経済的支援の概要、予算額及び支援総額を、当該専門学校等の web ページにより公表していること。

オ 経費の適正な執行を担保するため、学校の財務会計に関する書類を作成し、当該専門学校等の web ページにより公表していること。

カ 生徒が支援を受けようとする年度の前年度において、学校教育法施行規則第 189 条において準用する同規則第 66 条及び第 67 条に定める評価を実施し、その結果を、当該専門学校等の web ページにより公表していること。

(2) 設置者が次のいずれにも該当しないものであること。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する「暴力団」をいう。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する「暴力団員」をいう。)

ウ 暴力団密接関係者(大阪府暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。)

エ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 1 年を経過しない者

オ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から 1 年を経過しない者

## 2 支援対象生徒の要件

支援校に在籍する生徒のうち、次に掲げる要件をすべて満たす生徒であること。

(1) 勉学に対する意欲がある生徒のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により家計の急変した世帯の者。ただし、支援校が授業料を全額免除することにより支援校に対して支払う授業料が存在しない者及び外国人留学生を除く。

(2) 支援校において、第 4 の 1 (1) ウに規定する授業料減免の決定を受け、かつ他の専門学校等において、国委託要項 2 (1) ①イの規定に基づく経済的支援を受けていないこと。

(3) 次に掲げる文部科学大臣及び教育長の行う修学支援に係る実証研究等に協力すること。

ア 国委託事業及び本事業に伴い文部科学大臣及び教育長が実施するアンケート調査又はヒアリング調査

イ 支援を受ける年度に取得を目指す技能・資格や、目指している職業に係る目標設定、当該目標の達成のために必要な講義・実習等の受講、当該学修結果に係る自己評価(必要に応じ

て教員による評価)の実施及び教育長への報告

## 第5 支援校の指定及び支援対象生徒の決定

- 1 本事業において、第3の1に規定する支援を受けようとする生徒は、その在学する専門学校等を通じて、次に掲げる書類を、毎年度教育長が定める期日までに提出すること。
  - (1) 支援申込書(様式第1号)
  - (2) 専修学校生チャレンジシート(様式第2号)
  - (3) その他教育長が必要と認める書類
- 2 支援を受けようとする生徒が在籍する専門学校等は、生徒が作成した前項の書類と併せて次に掲げる書類を、毎年度教育長が定める期日までに提出すること。
  - (1) 大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施計画書(様式第3号)
  - (2) 実施計画内訳書(様式第3号の2)
  - (3) 支援対象生徒一覧表(様式第3号の3)
  - (4) 要件確認申立書(様式第3号の4)
  - (5) 暴力団等審査情報(様式第3号の5)
  - (6) その他教育長が必要と認める書類
- 3 教育長は、前2項の規定に基づき提出のあった計画書等の内容(事業費や利用計画等)について審査し、当該専門学校等及び当該専門学校等において支援を受けようとする生徒が、第4の1及び2に規定する支援校及び支援対象生徒の要件を全て満たし、かつ当該事業実施計画が妥当であると判断した場合は、当該事業実施計画を承認し、当該専門学校等を支援校として指定し、当該学校において支援を受けようとする生徒を支援対象生徒として決定する。
- 4 教育長は、前項の支援校の指定及び支援対象生徒の決定をしたときは、大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業に係る支援校指定等通知書(様式第4号)(以下「支援校指定等通知書」という。)により当該専門学校等にその旨を通知するものとする。なお、支援対象生徒に対する決定の通知は、支援校指定等通知書に基づき、支援校が行うものとする。
- 5 教育長は、国との委託契約額の範囲内において、支援校の指定後、速やかに第3の1に規定する事業を行うものとする。

## 第6 対象事業の実施

- 1 支援校は第5の3の規定による教育長の承認を受けた計画の内容に基づき、適切に事業を実施するとともに、次に掲げる条件を遵守すること。
  - (1) 本事業の実施に関するすべての関係書類を当該事業に係る年度の翌年度から10年間保存すること。
  - (2) 本事業の実施状況に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従うこと。
- 2 支援校は、前項の計画を変更する必要がある場合は、教育長が軽微な変更該当すると認める場合を除き、次に掲げる書類を教育長に提出し、変更の承認を受けること。
  - (1) 大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施計画変更承認申請書兼変更実施計画書(様式第5号)
  - (2) 変更実施計画内訳書(様式第5号の2)

- (3) 支援対象生徒一覧表（様式第5号の3）
- (4) その他教育長が必要と認める書類

#### 第7 実施報告

- 1 支援校は、事業実施後、次に掲げる書類を、教育長が定める期日までに提出すること。
  - (1) 大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施報告書（様式第6号）
  - (2) 実施報告内訳書（様式第6号の2）
  - (3) 支援対象生徒一覧表（様式第6号の3）
  - (4) その他教育長が必要と認める書類
- 2 前項の書類には、支援対象生徒が作成した、次に掲げる書類を添付させるものとする。
  - (1) 専修学校生チャレンジシート（様式第2号）
  - (2) その他教育長が必要と認める書類

#### 第8 支援校の指定及び支援対象生徒の決定の取消し

- 1 教育長は、支援校が第4の1に定める支援校の要件を満たしていないと認める場合、第5の3及び第6の2で教育長が承認した計画の内容どおりに事業を実施していない場合、法令違反等重大な事由に該当する又はそのおそれがある場合には、指定を取り消すことができる。なお、この場合において、設置者は、支援対象生徒の修学に支障をきたすことのないよう配慮すること。
- 2 教育長は、支援対象生徒が第4の2に定める支援対象生徒の要件を満たしていないと認める場合には、決定を取り消すことができる。
- 3 支援校は、大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業支援校指定辞退申出書（様式第7号）により、当該支援校の指定の辞退を教育長に申し出ることができる。ただし、辞退にあたっては、支援対象生徒の修学に支障をきたすことのないようにするとともに、あらかじめ教育長に協議すること。
- 4 教育長は、前項に基づく申出があったときは、当該申出の理由を斟酌したうえで、当該支援校の指定を取り消すことができる。

#### 第9 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に教育長が定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の事業から適用する。
- 2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 18 日から施行し、令和元年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 8 日から施行し、令和 2 年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 31 日から施行し、令和 3 年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。